



丹篠議 第 86号

令和2年5月14日

丹波篠山市監査委員 畑 利清 様

丹波篠山市監査委員 河南 克典 様

丹波篠山市議会議長 森本 富夫



定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第12項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた部局
議会事務局
- 2 監査の種別
定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査）
- 3 監査の期間
令和1年8月29日～令和2年1月29日
- 4 措置の内容
別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和2年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和元年度 定期監査
対象部署等	議会事務局
対象事項	議会図書室の設置について
指摘等内容	現在、議員控室内において議会図書コーナーが設置されているが、図書棚や蔵書数が限られており十分に調査研究を行う上で課題となっている。議会図書室は、地方自治法第100条第19項及び第20項により議員の調査研究に資するため設置することとなっており又、一般に利用させることができることから、自治法の規定に沿った議会図書室の設置について検討されたい。
改善措置通知日	令和2年5月14日 改善措置通知
改善措置内容	議会図書室の設置ですが、空間の確保、予算との兼ね合い、司書等の人員配置等の課題があります。空間については、庁舎管理者との交渉が今後必要となってきますが、会議室不足とされている現状では議会が既存会議室を占有することは困難であると考えます。 図書館としての機能をもたせていくのであれば、専門的な知見を有する人の雇用が必要不可欠であるとともに、蔵書の増量も必要となりますが財源の確保が必要となるため早急な対応は困難です。 令和2年度については、予算の範囲内ではありますが議員の調査研究に資するための蔵書の追加を行いながら、電子図書の導入、既存図書館との連携も検討しながら議員図書室の設置に向けた研究を進めます。
改善措置公表日	2020.5.14

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。